

## 第25回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月9日(木) 午後3時00分～3時40分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 10人
  - 1番 横山 正行
  - 2番 金子 節夫
  - 3番 松崎 マサエ
  - 4番 松島 章倫
  - 5番 小林 修
  - 6番 中村 政五郎
  - 7番 島田 信成
  - 8番 高田 洋子
  - 9番 天谷 豊
  - 10番 大川 則彦
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 課長補佐 國府田 諭 主事 小林 智貴
5. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について
  - 第2 議案
    - 議案第73号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
    - 議案第74号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
    - 議案第75号 最適化活動のの目標の設定等について
  - 第3 報告
    - 報告第29号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

会長（天谷）	それでは只今より、第25回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。
事務局長(吉田)	只今の出席委員数は、10名でございます。
会長(天谷)	事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第25回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。  <会長挨拶>
会長(天谷)	これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号4番松島章倫委員、同じく5番小林修委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。  次に、議事日程第2、議案第73号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明を願います。
國府田(事務局)	議案第73号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和4年6月9日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。  番号1番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから4ページを参照してください。以上です。
会長(天谷)	事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
4番（松島）	4番松島です。6月6日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字井の塚字寺中地内、案内図は資料1ページ、付近状況図は3ページを参照してください。申請地は第1種農地ではありますが、蛭沼大規模指定集落の滲み出しの地域です。また集落接続のため不許可の例外に該当します。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。

<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして、2番について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>國府田(事務局)</p>	<p>番号2番。申請人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、5ページから8ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>3番(松崎)</p>	<p>3番松崎です。6月6日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字秋妻字東耕地地内、案内図は資料5ページ、付近状況図は6ページを参照してください。申請地はその他2種の第2種農地と判断され線引き前から宅地利用されていたため追認という形になります。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

事務局(國府田)	<p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、議案第74号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明を願います。</p> <p>議案第74号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和4年6月9日、邑楽町農業委員長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、9ページから12ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
2番(金子)	<p>2番金子です。6月6日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字篠塚字坪谷地内、案内図は資料9ページ、付近状況図は10ページを参照してください。申請地は邑楽町役場から1500メートル南西に位置しており住宅地化が進んでいる地域です。その他2種の第2種農地と判断されます。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたしま</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>す。</p> <p>続きまして、2番について事務局より、説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、13ページから16ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>4番(松島)</p>	<p>4番松島です。6月6日に事務局と2班で現地確認を行いました。申請地は大字藤川字渋沼地内、案内図は資料13ページ、付近状況図は14ページを参照してください。申請地はその他第2種農地で農地の拡がりはなく、垣根に囲まれており使いにくそうな農地でした。2班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>次に、議案第75号最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>議案第75号、最適化活動の目標設定等についてであります。昨年より農地利用最適化交付金の交付を受け、今年度も引き続き交付を受けるところでありますが、先月の全体会議でも説明しましたように、昨年と交付金の要綱自体が大きく変わり、農業委員会が掲げた目標の達成度に応じ</p>

て支給される仕組みへと大きく変わりました。

また、農業委員会等に関する法律第37条に、農業委員会は、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況についてなどを公表しなければならない、と定めがあります。国によると、最適化活動の成果目標及び活動目標を設定し、点検評価を行った上で公表することが重要とされています。

ここで、その目標案をこの度作成し、委員の皆様にお示しをし、賛成・承認の議決をいただいた際には、この後県に報告・公表という流れになります。この目標案は、各項目農業委員・農地利用最適化推進委員各々の目標を集積したものという位置づけになっております。

ただ、事前に群馬県農業会議の審査を受けることが義務づけられておりますので、群馬県農業会議の事前審査済であることを申し添えます。

では資料に沿って説明いたします。

・最適化活動の目標

①農地の集積目標

②遊休農地の解消

③新規参入の促進目標

・最適化活動の活動目標

①推進委員等が最適化活動を行う日数目標

②活動強化月間の設定目標

以上5点について説明す。

会長(天谷)

事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

(挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について承認の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、県知事に報告提出することと決定いたします。

次に、報告第27号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。1番から2番について、事務局より一括して報告願います。

事務局(國府田)

報告第27号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条

会長(天谷)	<p>第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和4年5月11日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から4番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については17ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p> <p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第25回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
--------	---

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和4年7月11日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 松島 章倫

委員 小林 修